

## (5) 放課後児童クラブの必要な全小学校への設置促進等について

平成19年度予算(案)においては、放課後児童クラブの未実施小学校区の早急な解消等を図るため、

- ① 必要な全小学校区に対応する、20,000か所での実施を目指すための運営費の確保、
  - ② 新たに放課後児童クラブ室を設置する場合の創設費や、学校の余裕教室等の既存施設の改修費の対象か所数の増、
  - ③ 改修を伴わない場合の設備費補助の創設
- のソフト及びハード両面での支援措置を盛り込んでいるので、こうした補助事業を活用し、その設置促進について格段の対応をお願いしたい。

併せて、放課後児童クラブの未実施市町村(244市町村:平成18年5月1日現在)において、放課後児童指導員となる人材の確保のための研修や登録を行う事業を創設することとしたので、管内の未実施市町村に対して、当該事業の活用を図り、早期に設置されるよう積極的な働きかけをお願いしたい。(資料9(185頁))

## (6) 放課後児童クラブの運営面での向上について

放課後児童クラブを利用する子ども・保護者のニーズに対応して、運営面でもその水準の維持・向上を図るため、平成19年度予算(案)においては、①基準開設日数の弾力化(281日→250日)、②必要な開設日数の確保、③適正な人数規模への移行促進などの改善を行うこととしている。

特に、②は、保護者の就労等による留守家庭の子どものニーズに対応した開所日数(250日)の確保を図る観点から、授業日200日、長期休暇45日及びクラブ運営上必要な5日の合計250日の開所を原則としたものである。また、この基準開設日数未満の200日以上250日未満開所のクラブについては、

- ・ 事故等に巻き込まれる危険性の高い学校の長期休暇時(春、夏、冬休み)の子どもの安全確保や、
- ・ 保護者会やクラブの親子交流事業の実施などクラブを利用する親子への支援

などへの配慮が十分ではないこと及び従来より特例として補助してきたことを踏まえ、できるだけ速やかに(3か年以内)、利用者のニーズに対応した開所日数を確保されたい。

また、③の適正な人数規模(70人以下)への移行促進では、子どもの情緒安定や安全確保の観点から、できるだけ速やかに(3か年以内)、1クラブ当たりの児童数が多いクラブを分割し、適切なサービスの質の

確保に努められたい。なお、余裕教室等の既存施設において実施していて、間仕切り等を設置してクラブを分割する場合などは、改修費補助の対象となるので、その積極的な活用を図り、速やかに改善に着手されたい。

#### **(7) 放課後子ども教室推進事業（文部科学省）との連携促進について**

本プランにおける放課後児童クラブと「放課後子ども教室推進事業」の連携促進を図るため、①両事業の指導者（員）研修を都道府県・指定都市・中核市において合同で開催できるよう、研修対象者の拡大を図るとともに、②同じ小学校内で両事業を実施する場合には、放課後児童クラブの「ボランティア派遣事業」のボランティアを両事業の活動の交流を深めるために活用するなどの経費を盛り込んでいるので、各地方自治体におかれては、都道府県・市町村レベル、小学校区レベル、活動場所レベルなど各段階に応じた連携促進が図られるよう、配慮願いたい。

### 3. 児童厚生施設等の設置運営について

#### (1) 児童厚生施設等整備費の国庫補助について

平成19年度における児童館、児童センター及び放課後児童クラブに係る国庫補助協議及び整備方針等については、資料10(186頁)のとおり予定しているところであり、整備方針等を踏まえ、管内市町村等と十分調整を図ったうえ、積極的な対応を図るようよろしくお願いいたします。

特に、「放課後子どもプラン」が小学校内での実施を基本としていることから、放課後児童クラブの新たな整備を行う場合、余裕教室がない又はあっても他に転用されていて活用できない地域では、校庭等の敷地内に整備を図ることが必要と考えられる。この場合、本整備費の優先採択事項とするので、積極的に活用し、必要な小学校区への設置促進に努めていただきたい。

また、放課後児童クラブの運営面での向上を図るため、71人以上の大規模クラブについては、本整備費において、来年度協議から対象外とすることとしているので、協議に当たっては十分留意されたい。なお、1クラブ当たり71人以上の大規模クラブの設置計画がある都道府県等におかれては、1クラブ当たり70人以下になるよう分割して、2クラブ分又は3クラブ分などとして協議されるよう調整を図られたい。

#### (2) 児童館、児童センターの機能強化について

##### ア 地域子育て支援拠点事業(児童館型)の実施について

地域において学齢期等の子どもの健全育成や子育て家庭への支援の拠点として、これまでも児童館、児童センターの活用が図られてきており、「子ども・子育て応援プラン」において、中・高校生が乳幼児と出会いふれあう機会を提供するための受入を、すべての児童館において推進することとされているなど、その取組の促進が図られているところである。

さらに、平成19年度から、子育て中の親子が気軽に利用できる子育て支援の拠点整備を図るため、「地域子育て支援拠点事業」(総務課3の(2)(19頁)、総務課追加資料を参照)を実施することとしているが、本事業においては、ひろば型、センター型に加えて、民営の児童館等を活用した児童館型を新たに設けることとしている。

児童館型は、学齢期の子どもが来館する前の時間等を利用して、親子の交流、つどいの場を設置し、子育て中の親などの当事者等をひろば担当のスタッフとして参加(1名以上、非常勤でも可)させた身近で利用しやすい地域交流活動を実施するものであり、児童館等においても子

育て家庭への支援のより一層の充実を図ることとしているので、児童館等の機能強化の観点からも、積極的な取組をお願いしたい。

なお、本事業の実施に当たっては、児童館等に従事する児童の遊びを指導する者（児童厚生員）は、ひろば担当者をサポートして子育て中の親と子の援助に当たることとし、直接ひろば担当者となって本事業の補助対象となることはないので、留意されたい。

また、公営の児童館等の事業費等は既に一般財源化されているところであるが、より一層の活用を図るため、つどいの場を設置する際には、本事業のひろば型又はセンター型での実施が可能であるので、事業の実施場所の選定に当たっては、その活用もご検討いただきたい。

なお、平成19年度の地方財政措置において、地域の子育て支援のための措置（地方単独措置分）として、全国ベースで約330億円の財政措置が約700億円に大幅に拡充されることとなっているので、児童館等の機能強化にもその活用をご検討いただきたい。

#### **イ 児童館等に関する第三者評価事業について**

昨年8月31日付けで、「児童館版の『福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン』等を発出し、各評価項目の判断基準に関するガイドライン』及び『福祉サービス内容評価基準ガイドライン』について」（平成18年8月31日付雇児育発第0831001号、社援基発第0831001号）をお示ししたところであるが、本ガイドラインの活用も図りつつ、児童館等のサービス内容のより一層の向上に努めていただきたい。

#### **ウ 児童館等における子どもと高齢者の世代間交流の推進について**

児童館等においては、これまでも子どもと高齢者の世代間交流を推し進めてきたところであるが、児童館の活性化と高齢者のマンパワーの活用を図る観点から、（財）児童健全育成推進財団と（財）長寿社会開発センターとが連携して、本年度から、高齢者が長年培ってきた知恵を子どもたちに伝える「子どもと高齢者の結びつきを促進する事業」に取り組むこととしたところである。

18年度においては、大分県臼杵市の児童館における『おばあちゃんのお味噌づくり、おじいちゃんの紙工作』など、子どもと地域の高齢者が交流する事例を研究するとともに、各地の児童館と全都道府県に設置されている高齢者の生きがいと健康づくりを応援する「明るい長寿社会づくり推進機構」との連携のあり方を検討するなど、今後の方向性等を盛り込んだ報告書を取りまとめ、都道府県、指定都市及び中核市に配布することとしている。

19年度においては、全国数か所で報告書を踏まえたモデル事業に取り組むなど、児童館等を活用した子どもと高齢者の世代間交流をより一層推進することとしており、厚生労働省としても、今後、こうした取組を全国に展開させるために幅広く情報提供を行うとともに、その際には、管内市区町村への周知や、児童館等における取組支援を行うなど、対応方よろしくお願いしたい。

### (3) 中核市への大都市特例の適用について

児童厚生施設等整備費、民間児童館活動事業及び児童福祉施設併設型民間児童館事業については、平成19年度から、地域の実情に応じた事業実施を可能とするため、中核市を指定都市と同様の取扱いとする制度見直し（中核市への大都市特例の適用）を行うこととしているので、中核市におかれては、事前協議や交付申請等の手続において、国に直接、書類等提出いただくことになるので、対応方よろしくお願いしたい。

なお、総務省には、当該事業における地方交付税の補助うら分の付け替え（道府県分→市町村分）を要望しているところであるので、念のため申し添える。